

別紙 2 (送配電等業務指針 抜粋)

【送配電等業務指針】

第 23 条 本機関は、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務規程第 31 条第 1 項第 1 号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件（業務規程第 31 条第 1 項第 1 号イ）

オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績

一般電気事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の 5% 以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限（託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。）が発生している事実が確認されたとき。